様式第６号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御杖村長

御杖村特産品開発支援事業補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった標記補助金について、次の理由により交付しないことと決定したので、通知します。

　理由

不服申立てと取消訴訟

１　この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、御杖村長に対して審査請求をすることができます。なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６月以内に、御杖村を被告として（訴訟において御杖村を代表する者は御杖村長となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。